INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER

パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 146 2016年03月24日

タイ商標法改正

タイ商標法改正案は国家立法議会にて承認され、官報公告の承認を国王に奏上するために首相に送付されたところである。現在のところ、改正法の施行時期は未定である。

改正の要点は以下の通りである。

音商標

改正法第 4 条は標章の定義に音を含むものとする。

通商大臣の権限

改正商標法第 5 条は通商大臣に手数料を規定する大臣規則を発行する権限を与える。通商大臣は手数料の削減の権限も有する。

商標の識別性

商標法第 7 条で識別性のある商標には商品を直接記述しない画像を含める。その画像は大臣通達で定められた地図又は地理的場所であってはならない。

更に、商品に特有で機能的に必要でなく商品の価値を高めるものでない形状又は立体物は識別性があるものとみなされる。音については、商品に記述的でなく、商品そのものの音でなく、商品の機能の結果の音であってはならない。

二次的意義（セカンダリーミーニング）

商標法第 7 条 3 項で識別性を欠くために登録性のない商標でも二次的意義を獲得すれば登録を認める。

Inserted Text is here.

多区分出願制の採用

多区分出願を採用する。

連合商標制度の廃止

同じ所有者で同じ分類又は異なる分類で同じ性質の商品をカバーする商標の連合制度を廃止する。

異議申立及び指令答弁

指令答弁及び審判請求の期間は 90 日から 60 日に短縮する。異議申立の公告期間と異議申立に対する答弁期間も同様に 90 日から 60 日に短縮する。但し、登録料納付期間は 30 日から 60 日とする。

商標譲渡に関する指令答弁は 60 日以内にしなければ譲渡出願の放棄とみなす。

審査手続き

複数の出願が同一又は類似し且つ同じ分類又は異なる分類で同じ性質の商品をカバーしている場合、審査官は先ず先願を審査し、後願の出願人に審査官の意見を通知しなければならない。先願が拒絶された場合、後願を審査しなければならない。

一部譲渡

連合商標の登録は不要となったので、一部譲渡を認める。

同意書

商標所有者が他人に自己の商標を譲渡し、後で譲渡した商標と同一又は類似する商標を出願した場合、その譲受人が同意書を発行すれば、譲渡した先行商標に基づいて拒絶されない。

更新猶予期間

商標登録の満了後に登録更新の 6 ヶ月の猶予期間を設ける。20%の更新追加手数料を納付することで更新登録することができる。

公費

いくつかの手続きに関して公費を値上げする。

使用許諾契約

商標許諾契約書に別段の定めがなければ、使用許諾契約は登録の移転又は承継によって終結しない。

マドリッド・プロトコル

マドリッド・プロトコルの下で商標登録を認めるために改正法に新たな章を追加する。その章において審査期間の 18 ヶ月ルールを採用し、セントラル・アタックを認める。

詰め替え

真正品のパッケージを使用した商品の詰め替えは改正法の第 109/1 条に違反する。罰則として 4 年以下の禁固又は 40 万バーツ以下の罰金、又はその両方を科する。

（出典：Tilleke & Gibbins）

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。